

中部運輸局自動車交通部

令和7年10月23日 14時00分 発表

〈お問い合わせ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、中野 TEL 052-952-8038

中部運輸局 三重運輸支局 輸送・監査担当

石野、人見、宇野 TEL 059-234-8411

トラック事業者を許可の取消し処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、令和7年10月23日付けで許可の取消し処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社 JAPAN TRANSPORTER.

(代表取締役 イビノソン フランシス フェリックス)

住所：三重県志摩市阿児町神明1887番地2

営業所名：本社営業所(三重県志摩市阿児町神明1887番地2)

2. 監査端緒

行政処分による事業の改善を命じ、事業の改善確認監査を実施したが、事業の改善が確認されなかったことを端緒として、令和7年5月14日及び令和7年9月9日に特別監査を実施したものの。

3. 監査結果(法令違反内容及び違反条項)

(1) 認可を受けないで、中部運輸局長が指定する区域外に営業所を位置変更していた。

(貨物自動車運送事業法第9条第1項)

(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)

(2) 認可を受けないで、自動車車庫の位置を国土交通省告示で定める距離を超えて変更していた。

((貨物自動車運送事業法第9条第1項)

(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)

- (3) 認可を受けないで、乗務員の休憩のための施設を位置変更していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)
- (4) 届出を行わず、営業所別配置車両数を変更していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第3項)
(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)
- (5) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (6) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- (7) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (8) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (9) 事故の記録の記録事項が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)
- (10) 運転者等台帳を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (11) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (12) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

- (1 3) 事業用自動車の車体表示をしていなかった。
(道路運送法第 9 5 条)
(道路運送法施行規則第 6 5 条)

4. 行政処分の内容

処 分 内 容 : 許可の取消し
許可の取消日 : 令和 7 年 1 1 月 6 日

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	5 3 点
当該事業者の累積違反点数	1 0 8 点

以上